

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則

◇教委規則 鳥取県心身障害児就学指導委員会規則

県立学校授業料減免規則等の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

規 則

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十五号

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則

第一条 この規則は、鳥取県立学校（以下「県立学校」という。）の授業料並びに鳥取県営武道館、鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設（以下「県営武道館等」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料及び使用料の減免)

第二条 県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料又は使用料について行うものとし、当該授業料又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料又は使用料	減 免 事 由
県立学校	授業料	<p>が次のいづれかに該当するとき。</p> <p>(一) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(二) 保護者の疾病、廃疾又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(三) 通学又は下宿等（通学が困難であるためにする場合に限る。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p> <p>(四) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</p>

鳥取県立鳥取武道館及び鳥取県宮米子武道館 施設使用料	一 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 二 その他武道の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。
鳥取県立博物館 展示室等使用料 鳥取県立鳥取青年の家 施設使用料	一 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 二 社会教育団体が社会教育活動として行う講演会、講習会等のために利用するとき。 三 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。
鳥取県立船上山少年自 施設使用料	一 高等学校がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。 二 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。 三 高等学校の生徒又は青年が十人以上の団体で行う集団宿泊訓練のために利用するとき。 四 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたととき。 一 高等学校がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。

然の家

二 市町村が行う少年教育に関する研修のために利用するとき。

三 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたととき。

(減免の申請手続等)

第三条 県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第七号

(設置)

第一条 心身に障害のある児童及び生徒（以下「心身障害児」という。）の適正な就学の促進を図るため、鳥取県心身障害児就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、心身障害児の障害の種類及び程度の判別並びに就学指導に関する事項について調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 医師

二 特殊教育に関し知識経験を有する者

三 児童福祉施設又は児童相談所の職員

(会長及び副会長)

第四条 委員会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

県立学校授業料減免規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

県立学校授業料減免規則等の一部を改正する規則

(県立学校授業料減免規則の一部改正)

第一条 県立学校授業料減免規則(昭和二十六年七月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 この規則は、県立学校の授業料の減免の手續その他の事項について定めることを目的とする。

第六条中「取消す」を「取り消す」に改め、同条各号を次のように改める。

一 日本育英会奨学金、鳥取県育英奨学金その他の奨学金の貸与は給付を受けることとなつたとき。

二 その他減免の必要がなくなつたと認められるとき。

(鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「条例」という。」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項中「使用料」を「武道館の使用料」

に改め、同項を同条とする。

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第三条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を削り、同条第二項中「使用料」を「博物館の使用料」に改め、同項を同条とする。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「三千円」を「五千円」に改める。

別記様式第一号中「別記様式第一号」を「別記様式第一号(第二条関係)」に改める。

別記様式第二号中「別記様式第二号」を「別記様式第二号(第五條関係)」に改める。

別記様式第四号中「別記様式第四号」を「別記様式第四号(第五條関係)」に改める。

別記様式第五号中「別記様式第五号」を「別記様式第五号(第六條関係)」に改める。

別記様式第八号中「別記様式第八号」を「別記様式第八号(第十條関係)」に改める。

別記様式第九号中「別記様式第九号」を「別記様式第九号(第十二條関係)」に改める。

別記様式第十号中「別記様式第十号」を「別記様式第十号(第十三條関係)」に改める。

別記様式第十一号中「別記様式第十一号」を「別記様式第十一号(第十三條関係)」に改める。

別記様式第十二号中「別記様式第十二号」を「別記様式第十二号(第十四條関係)」に改める。

別記様式第十三号中「別記様式第十三号」を「別記様式第十三号(第十四條関係)」に改める。

別記様式第十四号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十四号(第十四條関係)」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている高等学校在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「定時制課程」の下に「及び通信制課程」を加える。

様式第五号の二中「普通科課程」を「定時制課程及び通信制課程」に改

別表(第三条関係)

一 高等学校

鳥取東高等学校		高等学校名	課程名		学 科	修業年限	収容定員	所 在 地
全日制課程	専 攻 科	全日制課程	普通学科	普通科	三年	一、三〇二人	鳥取市立川町五丁目二〇	
			家庭学科	普通科	三年	一、二六〇人		
			家庭学科	家政科	三年	二四〇人		

め、同様式の注の1中「普通科課程」を「定時制課程及び通信制課程」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

鳥取西工業高等学校					鳥取工業高等学校					鳥取商業高等学校			鳥取西高等学校		
全日制課程					全日制課程					全日制課程			通信制課程	定時制課程 (夜間)	
工業学科					工業学科					商業学科			普通学科	商業学科	普通学科
農業科	土木科	電子科	電気科	機械科	工業化学科	建築科	金属工業科	電気科	機械科	情報処理科	経理科	商業科	普通科	商業科	普通科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	四年以上	四年	四年
九八人	一一四人	一一四人	一一四人	二三八人	一一四人	一一四人	一一四人	二三八人	二三八人	一一〇人	一一〇人	四八〇人	五〇〇人	一六〇人	一六〇人
鳥取市湖山町北三丁目二五〇					鳥取市生山二一一					鳥取市湖山町北三丁目四〇一			鳥取市東町二丁目一一二		

青谷高等学校		智頭農林高等学校					八頭高等学校 若桜分校			岩美高等学校	美和分校		鹿野分校		鳥取農業高等学校				
全日制課程		全日制課程					全日制課程			全日制課程	定時制課程		全日制課程		全日制課程				
家庭学科	普通学科	農業学科					普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科		農業学科		農業学科				
家政科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	普通科	家政科	普通科	普通科	生活科	畜産科	農業機械科	生活科	食品製造科	園芸科				
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	四年	四年	三年	三年	三年	三年				
四〇人	五八八人	一一四人	一一四人	一一四人	一一四人	八四人	一一〇人	一、三四四人	五〇四人	一五二人		七六人	九八人	九八人	九八人				
気高郡青谷町大字青谷二、九一二		八頭郡智頭町大字智頭七一の一					八頭郡若桜町大字屋堂羅字羽落谷三七			八頭郡家町大字久能寺七二五		岩美郡岩美町大字浦富七〇八の二		鳥取市源太一二		気高郡鹿野町大字鹿野三三一		鳥取市湖山町天神山三〇六	

倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				倉吉西高等学校		倉吉東高等学校		
全日制課程					全日制課程			全日制課程				全日制課程		定時制課程 (夜間)	専	全日制課程
工業学科					家庭学科		商業学科	農業学科				普通学科		普通学科	普通学科	普通学科
土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四	一	三	三
一四一人	一四一人	一四一人	一五二人	二二八人	二四〇人	二二〇人	二四〇人	一四一人	二四〇人		七九八人	一六〇人	一〇〇人	八八二人		
倉吉市小田字下前田一〇四の五					倉吉市上井四三〇			倉吉市大谷一六六				倉吉市秋喜字清水二〇		倉吉市下田中六一の一		

米子工業高等学校			境港分校 米子南商業高等学校			米子高等学校		米子西高等学校		米子東高等学校			赤碕高等学校		由良育英高等学校			
全日制課程			全日制課程			全日制課程		全日制課程		通信制課程	定時制課程 (夜間)	專	全日制課程		全日制課程	全日制課程		
工業学科			商業学科			普通学科		家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	攻	普通学科		家庭学科	普通学科	普通学科	
電子科	電気科	機械科	商業科	情報処理科	商業科	普通科	家政科	普通科	普通科	普通科	普通科	科	普通科	家政科	普通科	普通科	普通科	
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	四年以上	四年	一年	三年	三年	三年	三年	三年	
七六人	一五二人	二二八人	八〇人	一一〇人	三六〇人	六三〇人	二四〇人	八八二人	五〇〇人	一六〇人	一〇〇人	一、一三四人	一一〇人	二五二人	六三〇人			
米子市博労町四丁目二二〇			境港市竹内町四〇			米子市長砂町二二六		米子市橋本字鱈縄手三三		米子市錦町一丁目一〇三			米子市勝田町一			東伯郡赤碕町大字赤碕一九五七の一		東伯郡大栄町大字由良宿下の松四三三の一

境水産高等学校																境高等学校			西部農業高等学校								
専攻科		全日制課程						定時制課程 (夜間)			全日制課程			全日制課程													
水産学科		商業学科		水産学科				普通学科		家庭学科	普通学科		農業学科														
海洋科	商業科	機関科	無線通信科	食品製造科	海洋科	普通科	家政科	普通科	生活科	農芸化学科	農業園芸科	農業科	電波通信科	工業化学科	土木科												
二年	三年	三年	三年	三年	三年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年												
四〇人		四〇人		一一四人	一一四人	一一四人	一六〇人	二二〇人	七五六人	一一四人	九〇人	六〇人	三〇人	三八人	二二八人	一一四人											
境港市中野町二〇〇〇						境港市上道町八二一			西伯郡淀江町大字福岡二四																		

矢戸分校		日野産業高等学校					根雨高等学校		境港工業高等学校				
定時制課程		全日制課程					全日制課程		全日制課程				
農業学科		農業学科			商業学科		家庭学科	普通学科	工業学科				
生活科	農林科	生活科	農林畜産科	畜産科	農林科	商業科	家政科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	機関科
四年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	二年
三八人		一一四人	七六人	三〇人	三八人	一一〇人	一一〇人	五〇四人	一一四人	一一四人	一一四人	二三八人	
日野郡日南町矢戸一、一六四の一		日野郡日野町黒坂一、一〇七					日野郡日野町根雨字馬子田三二〇		境港市竹内町九二五				

二
盲学校、聾学校及び養護学校

鳥取養護学校			鳥取聾学校					鳥取盲学校				学 校 名		
小 学 部	中 学 部	小 学 部	幼 稚 部	高 等 部			中 学 部	小 学 部	専 攻 科 理 療 科	高 等 部		中 学 部	小 学 部	部 科 名 及 び 学 科 名
六 年	三 年	六 年		被 服 科	表 具 科	産 業 工 芸 科				三 年	三 年			
九 七 人	一 五 人	三 〇 人	一 六 人	四 〇 人			三 年	六 年	三 〇 人	三 〇 人	三 〇 人	三 年	六 年	修 業 年 限
鳥取市江津七三〇			鳥取市立川町五丁目					鳥取市立川町五丁目				収 容 定 員		
												所 在 地		

皆生養護学校

幼 稚 部	高 等 部	中 学 部
	普 通 科	
	三 年	三 年
二 四 人	三 〇 人	五 五 人
米子市東福原一、四〇一の一		

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。